

憲法 Chapter 2

Date

/

Date

/

Date

/



外国人の人権に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 我が国に在留する外国人には、憲法上、出国の自由は保障されているため、外国に一時旅行する自由も保障されている。
- 2 いわゆる定住外国人に、地方公共団体の長や議会の議員等に対する選挙権を付与する法律は、国民主権の侵害であるから、違憲である。
- 3 憲法13条以下で保障される諸権利のなかで、明示的に「国民」を主語としている権利については、日本に在留する外国人に対して保障が及ばないとするのが、判例である。
- 4 社会保障は個人の生存の基本にかかわるものであり、その施策において我が国に在留する外国人をどのように処遇するかについて、国がその政治的判断により自由に決定することはできないから、福祉的給付を行うにあたり、自国民を我が国に在留する外国人よりも優先的に扱うことは許されない。
- 5 国家機関が国民に対して正当な理由なく指紋の押なつを強制することは、憲法13条の趣旨に反して許されず、また、この自由の保障は我が国に在留する外国人にも等しく及ぶと解される。

正解
5

[人権総論] 外国人の人権

1 妥当でない

出国の自由について、判例は、外国人には**出国の自由は保障される**という判断を示している（最大判昭32.12.25）。これに対し、**外国へ一時旅行する自由は保障されているものではない**（最判平4.11.16）。

2 妥当でない

判例によれば、いわゆる定住外国人に、**法律をもって、地方公共団体の長や議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されていない**（定住外国人地方参政権事件 最判平7.2.28）。

3 妥当でない

判例は、「基本的人権の保障は、**権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き**、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶもの」と判示しており（マククリーン事件判決 最大判昭53.10.4）、明示的に「国民」を主語としているかによって保障の及ぶ範囲を決定しているわけではない。

4 妥当でない

判例によれば、外国人に対する社会保障について、その施策において在留外国人をどのように処遇するかは**国の政治的判断**に委ねられており、その限られた財源のもとで**福祉的給付を行うにあたり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも許される**（塩見訴訟 最判平元.3.2）。

5 妥当である

個人の私生活上の自由の1つとして、**何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有するもの**というべきであり、国家機関が正当な理由もなく指紋の押なつを強制することは、憲法13条の趣旨に反して許されず、また、**この自由の保障は我が国に在留する外国人にも等しく及ぶ**と解される（最判平7.12.15）。

以上により、妥当なものは**肢5**であり、正解は**5**となる。